

**笛吹市公共施設等総合管理計画**  
**(追補版)**  
**(案)**

**令和4年 月**  
**笛 吹 市**



目 次

第1章 公共施設等総合管理計画とは	1
1. 計画策定の趣旨と位置づけ	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
2. 計画期間	2
3. 対象施設について	3
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	4
1. 公共施設等の概況	4
(1) 公共施設（建築物）の保有状況	4
(2) 築年数からみた公共施設（建築物）の現状	5
(3) 公共施設（建築物）保有量の他市との比較	6
(4) インフラ資産の保有状況	7
2. 人口の推移と見通し	9
(1) 総人口の推移と見通し	9
(2) 地区別人口の推移	10
3. 財政状況と見通し	11
(1) 歳入の状況	11
(2) 歳出の状況	12
(3) 財政見通し	13
4. 公共施設等に関するこれまでの取組	13
(1) 過去に行った対策の実績	13
(2) 公共施設保有量及び有形固定資産減価償却率の推移	13
第3章 公共施設等に掛かる更新費用の試算	14
1. 公共施設（建築物）の将来更新費	14
2. インフラ資産の将来更新費	16
3. 財政見通しと将来更新費の比較	17
4. 長寿命化対策を反映した場合の見込みと対策の効果額	18
(1) 長寿命化対策を反映した場合の見込み	18
(2) 対策の効果額	18
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	19
1. 現状や課題に関する基本認識	19
2. 公共施設等の管理に関する基本方針	20
3. 数値目標の設定	24
第5章 施設類型別の管理に関する基本方針	25
1. 公共施設（建築物）	25
(1) 庁舎等	25
(2) 消防・防災施設	26

(3) 小学校	29
(4) 中学校	30
(5) 給食施設	31
(6) 教員住宅	32
(7) 集会所	33
(8) 図書館	34
(9) 文化施設	35
(10) スポーツ施設	36
(11) レクリエーション施設	37
(12) 市営住宅	39
(13) 保育所	40
(14) 児童館	41
(15) 高齢福祉施設	42
(16) 保健衛生施設	43
(17) 商業・観光施設	44
(18) 公園	45
(19) 上水道施設	45
(20) 農業集落排水施設	48
(21) その他施設	49
2. 公共施設（インフラ資産）	51
(1) 道路	51
(2) 橋梁	51
(3) 上水道	51
(4) 下水道等	52
(5) 河川・水路	52
第6章 本計画の進行管理	53
1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	53
2. フォローアップの実施方針	53
巻末資料	55
1. 笛吹市の公共施設に関する市民アンケート	55
2. 公共施設（建築物）一覧	71
(1) 庁舎等	71
(2) 消防・防災施設	71
(3) 小学校	73
(4) 中学校	75
(5) 給食施設	76
(6) 教員住宅	77
(7) 集会所	77
(8) 図書館	77

(9)文化施設	77
(10)スポーツ施設	78
(11)レクリエーション施設	79
(12)市営住宅	79
(13)保育所	81
(14)児童館	81
(15)高齢福祉施設	82
(16)保健衛生施設	82
(17)商業・観光施設	82
(18)公園	82
(19)上水道施設	83
(20)農業集落排水施設	86
(21)その他施設	86
3. 将来更新費の試算について	87
4. 笛吹市行政改革推進委員会	89
5. 笛吹市行政改革推進本部	94
6. 笛吹市公共施設等総合管理計画策定の経過	96

## 第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 4 公共施設等に関するこれまでの取組

#### (1) 過去に行った対策の実績

##### ア 計画の策定状況

策定年度	計画の名称
H22	橋梁長寿命化修繕基本計画
H23	市営住宅長寿命化計画
H25	公共施設白書
H28	市営住宅長寿命化計画（改訂）、橋梁長寿命化修繕計画
R1	学校施設長寿命化計画
R2	個別施設計画（18種類）、長寿命化計画（15種類）、水道事業ビジョン、市営住宅長寿命化計画（改訂）

##### イ 主な取組状況

対策	内容
統廃合	消防署春日居出張所を消防署へ統合、市営住宅の統合（石和広瀬団地、石和長塚団地、四日市場団地）、一宮福祉センターの廃止（機能を一宮支所へ移転）消防団詰所の統合及び廃止、八代東部水泳プールの廃止、旧芦川鶯宿分校及び鶯宿お試し住宅の廃止など
民営化	石和第三保育所、八代御所保育所、御坂北保育所

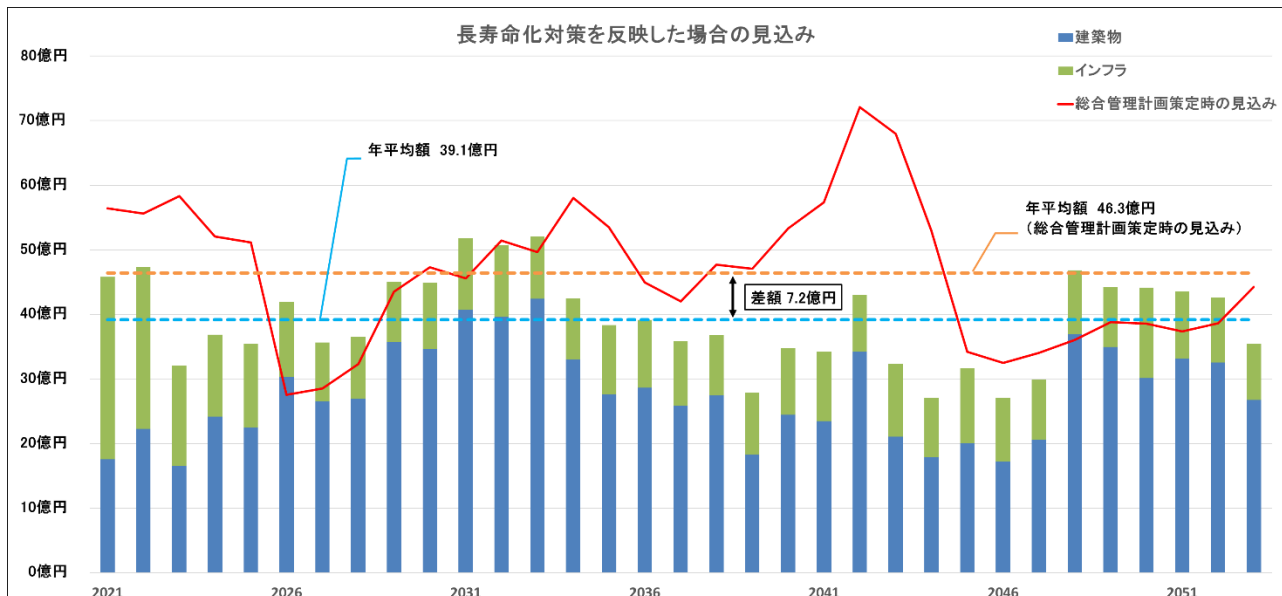
#### (2) 公共施設保有量及び有形固定資産減価償却率の推移

年度	公共施設保有量	有形固定資産減価償却率
H28	261,776 m <sup>2</sup>	54.4 %
H29	270,863 m <sup>2</sup>	56.0 %
H30	271,148 m <sup>2</sup>	57.2 %
R1	270,783 m <sup>2</sup>	58.9 %

### 第3章 公共施設等に掛かる更新費用の試算

#### 4 長寿命化対策を反映した場合の見込みと対策の効果額

##### (1) 長寿命化対策を反映した場合の見込み



##### (2) 対策の効果額

【平成28年度から38年間】 今後38年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単 純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効 果額(④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	11,307	63,023	23,465	97,795	103,294	-5,499	1,274
	インフラ施設(b)	17,897	23,290	11,514	52,701	75,007	-22,306	2,953
	計(a+b)	29,204	86,313	34,979	150,496	178,301	-27,805	4,227
公営事業会計	建築物(c)	170	3,818	375	4,363	6,555	-2,192	177
	インフラ施設(d)	3,838	11,930	15,035	30,803	52,008	-21,205	550
	計(c+d)	4,008	15,748	15,410	35,166	58,563	-23,397	727
建築物計(a+c)		11,477	66,841	23,840	102,158	109,849	-7,691	1,451
インフラ施設計(b+d)		21,735	35,220	26,549	83,504	127,015	-43,511	3,503
合計(a+b+c+d)		33,212	102,061	50,389	185,662	236,864	-51,202	4,954

【平成28年度から10年間】 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単 純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効 果額(④-⑤)	現在要している経費 (過去〇年平均)
普通会計	建築物(a)	2,771	8,191	5,706	16,668	国県支出金及び公共施設等適正管理 推進事業債等、有利な起債を活用する とともに、必要に応じて公共施設整備 等基金を充当する。	34,854	-18,186	1,274
	インフラ施設(b)	4,070	10,870	9,272	24,212		17,724	6,488	2,953
	計(a+b)	6,841	19,061	14,978	40,880		52,578	-11,698	4,227
公営事業会計	建築物(c)	70	1,150	207	1,427	収益的支出については、剰余金を充て、不 足する場合は、剰余金や一般会計からの 繰入を検討する。資本的支出については、留 保資金を充て、不足する場合は、起債や一般 会計の繰入を検討する。	1,931	-504	177
	インフラ施設(d)	852	2,910	2,671	6,433		13,477	-7,044	550
	計(c+d)	922	4,060	2,878	7,860		15,408	-7,548	727
建築物計(a+c)		2,841	9,341	5,913	18,095	36,785	-18,690	1,451	
インフラ施設計(b+d)		4,922	13,780	11,943	30,645	31,201	-556	3,503	
合計(a+b+c+d)		7,763	23,121	17,856	48,740	67,986	-19,246	4,954	

【備考】

- ※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

## 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

### 基本方針3【効率的な管理と有効活用】

#### (5) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

#### (6) 地方公会計（固定資産台帳）の活用について

公共施設等の維持管理・修繕、更新等に係る中長期的な経費の試算や公共施設等の老朽化対策等を適正に行うため、固定資産台帳の情報を有効活用するとともに、毎年度適切に情報を更新し、効率的な公共施設マネジメントを推進します。



## **笛吹市公共施設等総合管理計画(追補版)**

**発行日 令和4年 月 日**

**発行・編集 笛吹市総合政策部 政策課**

**〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部 777**

**TEL 055-262-4111(代)**

**FAX 055-262-4115**



笛吹市公共施設等総合管理計画(追補版)